

改正

平成22年3月30日告示第48号

下呂市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市の資産への広告掲載は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 広報印刷物

イ 市のWebページ

ウ 市の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 課 下呂市行政組織規則（平成18年下呂市規則第17号）第4条及び第15条に規定する課、下呂市教育委員会事務局組織規則（平成18年教育委員会規則第2号）第2条に規定する課、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局をいう。

(広告に関する基本的な考え方)

第4条 広告は真実を伝え、閲覧する者に利益をもたらすものでなければならない。

2 広告は、健全な社会生活や習慣を害するものであってはならない。

(広告の範囲)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じた広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、それぞれの課が別に定める。

(広告媒体の種類)

第6条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、それぞれの課が別に定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、主管課長が別に定める。

(審査機関等)

第8条 広告媒体に掲載する広告内容の可否の審査（以下「広告審査」という。）は、原則として主管課長が行う。ただし、主管課長による広告審査が困難なときは、広告の可否を審査するため、下呂市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は下呂市庁議等設置規程（平成18年下呂市訓令第6号）第2条に規定する部長会議をもって充てる。

3 市Webページに掲載する広告の審査は、審査会の委員に情報担当課長を加えることができるものとする。

4 審査会には、広告媒体及び審査する内容に関連する主管課長を臨時の委員として加えることができるものとする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、企画担当課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月2日から施行する。

附 則（平成22年 3 月30日告示第48号）

この告示は、平成22年 4 月 1 日から施行する。（後略）